

# 産業廃棄物処理業務委託 仕様書

## 1 業務の内容

- ① 月岡浄化センター温泉排水系脱水汚泥及び加治川浄化センターから発生する脱水汚泥を収集運搬及び処分する。
- ② 脱水汚泥の最終処分方法としては、コンポスト化（堆肥化）するなどして、再生可能なものに関しては再利用できるものを生成することを主な内容とする。

## 2 委託期間 令和8年5月1日から令和9年3月31日まで

## 3 業務量（1年間の見込値）4月分を除く

### 脱水汚泥量

月岡浄化センター	40 t（1回当たり約4 t）	温泉系統（生活排水系統を除く。）
加治川浄化センター	180 t（1回当たり約5～6 t）	全部（生活排水系統）
合計	220 t	

※上記は予定数量であり変動する場合があるため、契約は単価契約とする。

## 4 処理場の所在地

月岡浄化センター	新発田市月岡848番地
加治川浄化センター	新発田市中俵1250番地

## 5 その他

- ① 業務の履行に当たっては、下水道法、産業廃棄物処理法その他関係法令を遵守し、適切な方法で行うこと。
- ② 脱水ケーキの運搬車は、受注者の用意した車両とする。
- ③ 運搬車両に関する費用は委託料の中に含めるものとする。
- ④ 処分に関する費用は委託料の中に含めるものとする。
- ⑤ 収集日は前月までに日程表等で示すようにするが、月岡浄化センターの温泉系脱水汚泥については、数日前に連絡して収集してもらうこともある。  
また、収集日についての調整は、各浄化センターと直接連絡を取るものとする。
- ⑥ 本仕様書及び契約書に記載のない事項については、発注者、受注者協議の上、決定する。
- ⑦ 提出書類など
  - ・汚泥処理業務報告書
  - ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）B2票、D票、E票
  - ・産業廃棄物処分業許可証の写し
  - ・産業廃棄物収集運搬業許可証の写し

## 6 請求書提出先

新発田市水道局庁舎内 下水道課 施設管理係 TEL 0254-23-7284

※ 契約終了後、この契約についての業務評価を行います。

※ 提出された入札書及びその内訳については、新発田市情報公開条例に基づき開示する場合があります。